

令和元年度

指定管理者監査報告書

多摩市営駐輪場

指定管理者 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
所管部署 都市整備部道路交通課（交通対策担当）

令和2年2月13日

多摩市監査委員

令和元年度指定管理者監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和元年度指定管理者監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和2年2月13日

多摩市監査委員 沢登 袈裟平
多摩市監査委員 橋本 由美子

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 公の施設

多摩市営駐輪場（北諏訪小南駐輪場、永山駅北駐輪場、永山駅駐輪場、多摩センター駅東駐輪場、多摩センター駅西駐輪場）

(2) 指定管理者

名称 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
所在地 東京都品川区西五反田四丁目32番1号

(3) 所管部課

都市整備部道路交通課（交通対策担当）

3 監査の範囲

平成30年度における多摩市営駐輪場の指定管理業務に関する事務の執行について（必要に応じて令和元年度指定管理事業に係る事務の執行を含む。）

4 監査の期間

令和元年10月10日から令和2年2月12日まで

5 監査の観点

(1) 指定管理者

- ア 施設は関係法令等に従って適正に管理されているか
- イ 協定等に基づき指定管理事業は適切に行われているか

- ウ 指定管理事業に関する会計処理等は適正に行われているか
- エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか
- オ 利用促進のための努力はなされているか

(2) 所管部課

- ア 指定管理者の選定から指定は、関係法令等に従って適正・公正に行われているか
- イ 指定管理における協定等の締結は、指定内容に洩れなく明確かつ適正に行われているか
- ウ 管理に関する経費等は適正に算定され執行されているか
- エ 指定管理者へ常時報告を求め、調査し、又は指示するなどの適切な指導等が行われているか
- オ 利用促進を図るために、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか

6 監査の方法

監査の対象となった事務の執行について、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社、所管課である道路交通課（交通対策担当）から提出された資料、提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合、質問、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

第2 監査の結果

多摩市宮駐輪場の指定管理者である日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社及び所管部課について、実地調査、事前調査及び監査を行った結果、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書に係る契約事務、施設の管理運営及び関連する事務事業の執行は、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、監査における個別の意見は以下のとおりである。

1 指定管理者（日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社）

(1) 管理運営・利用者サービスの向上について

平成30年度には利用者サービスを向上するために、利用者から要望が多かった、場内の照度向上や空気入れ・一時停止表記・ミラー付き注水看板の増設、熱中症対策用飴の配布、AED（自動体外式除細動器）の導入、大型自転車などが駐車しやすい思いやりゾーンの全施設への設置など、独自の取り組みが行われた。また、3人の障がい者雇用が実施されたことを確認した。

基本協定書第10条で、指定管理業務に係る経費は、指定管理者が収受した利用料金で賄うものとなっており、同第9条で、収入から管理運営に要する経費を差し引いた額の5割を多摩市に納付することとなっている。平成30年度においても利用料金収入で、運営に必要な経費はすべて賄われ、市への納付もされていることから、収支状況は良好である。

駐輪場利用者の増加に伴い利用料金収入も増加しており、日々の利用者要望やアンケート、モニタリング調査結果を踏まえ、利用者サービスへの反映・充実、障がい者雇用など引き続き

取組んでいただきたい。

(2) 基本協定書に基づく個人情報保護について

「指定管理者に係る個人情報取扱特記事項」で個人情報管理者は、毎年1回、第11条に定める事項を書面で市に報告することとなっているが、報告されていなかった。個人情報保護の重要性を踏まえ、市民の信頼を損なうことの無いよう、適切に対応されたい。

2 所管部課〔都市整備部道路交通課（交通対策担当）〕

(1) 基本協定書等に基づく手続き等について

平成31年3月1日付けで指定管理者より、基本協定書第6条に定める多摩市営駐輪場指定管理者管理基準に基づき届出があった「再委託業務計画承認願い」について、承諾に係る決裁が行われていなかった。「多摩市文書管理規程」では、「事務においては、文書によって処理することを原則とする。」としている。適正に事務を処理されたい。

また、基本協定書等に基づき、指定管理者からの報告書などの提出状況の確認、指導も適切に行われたい。

なお、市は、利用料金の設定や指定管理者の管理コストを引き続き検証し、設置者であり監督者である市の責任を果たしながら、更に施設価値が高まるよう、指定管理者とともに利用者サービスと施設運営の効率性の向上等に取り組んでいただきたい。

第3 指定管理の概要

1 施設の概要（平成31年3月31日現在）

(1) 名称・規模等

| 駐輪場名 | 位置 | 施設規模 | | 形式 | 竣工 |
|-------------|------------|-------------------------|-----------------|------------|---------|
| | | 駐輪可能台数 | | | |
| 北諏訪小南駐輪場 | 諏訪二丁目地内 | 128 m ² | 屋根アルミ造、平面式 | 自走式1層 | 平成28年3月 |
| | | 77台 | | | |
| 永山駅北駐輪場 | 諏訪一丁目82番地3 | 39 m ² | 屋根アルミ造、平面式 | 自走式1層 | 平成27年3月 |
| | | 23台 | | | |
| 永山駅駐輪場 | 永山一丁目5番地 | 1,670 m ² | 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造 | 建物内（自走式1層） | 平成9年1月 |
| | | 1,133台 | | | |
| 多摩センター駅東駐輪場 | 落合一丁目13番地5 | 1,775.39 m ² | 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造 | 立体自走式2階2層式 | 昭和56年3月 |
| | | 1,150台 | | | |
| 多摩センター駅西駐輪場 | 鶴牧一丁目19番地2 | 2,552 m ² | 鉄骨造 | 立体自走式3階3層式 | 平成5年3月 |
| | | 1,693台 | | | |

(2) 駐輪場利用可能台数

北諏訪小南駐輪場

(単位：台)

| 区分 | 階層 | 定期 | 一時 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|
| 自転車 | 1階 | 77 | 0 | 77 |
| 合計 | | 77 | 0 | 77 |

永山駅北駐輪場

(単位：台)

| 区分 | 階層 | 定期 | 一時 | 合計 |
|------|----|----|----|----|
| バイク小 | 1階 | 23 | 0 | 23 |
| 合計 | | 23 | 0 | 23 |

永山駅駐輪場

(単位：台)

| 区分 | 階層 | 定期 | 一時 | 合計 |
|------|----|-----|-----|-------|
| 自転車 | 1階 | 813 | 137 | 950 |
| バイク小 | | 97 | 86 | 183 |
| バイク中 | | | | |
| 合計 | | 910 | 223 | 1,133 |

多摩センター駅東駐輪場

(単位：台)

| 区分 | 階層 | 定期 | 一時 | 合計 |
|------|----|-----|-----|-------|
| 自転車 | 1階 | 262 | 100 | 362 |
| | 2階 | 537 | 0 | 537 |
| バイク小 | 1階 | 164 | 87 | 251 |
| 合計 | | 963 | 187 | 1,150 |

多摩センター駅西駐輪場

(単位：台)

| 区分 | 階層 | 定期 | 一時 | 合計 |
|------|----|-------|-----|-------|
| 自転車 | 2階 | 835 | 143 | 978 |
| | 3階 | 378 | 0 | 378 |
| バイク小 | 1階 | 0 | 61 | 61 |
| バイク中 | | | | |
| バイク大 | | | | |
| 合計 | | 1,409 | 284 | 1,693 |

※バイク内訳 バイク小（排気量 50cc 以下）、バイク中（排気量 50cc 超 125cc 以下）、バイク大（排気量 125cc 超）

2 指定管理者の選定

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図ることなどを目的に平成15年6月に地方自治法が

改正され、公の施設の管理が、従来の管理委託制度から指定管理者制度へ移行した。多摩市においては、指定管理者制度が平成18年4月1日から導入され、市営駐輪場も平成18年4月1日から指定管理者制度を導入した。平成23年度に指定管理の更新（公募による選定）を行い、平成28年3月31日までの指定管理期間が終了後、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間の指定管理を公募にて選定を行なった結果、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社を指定管理者として選定をした。

3 市と指定管理者との基本協定書等の概要

- (1) 指定期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までとする。（基本協定書第5条）
- (2) 駐輪場の管理に関する業務は、次のとおりとする。（基本協定書第8条）
 - ア 有料駐輪場の利用の承認及び制限に関する業務
 - イ 有料駐輪場の施設又は設備の維持管理に関する業務
 - ウ 利用料金の徴収に関する業務
 - エ 多摩市が特に必要と認める業務
- (3) 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、収入から管理運営に要する経費を差し引いた額の5割を多摩市へ納付する。（基本協定書第9条）
- (4) 指定管理業務に係る経費は、指定管理者が収受した利用料金で賄うものとする。（基本協定書第10条）
- (5) 個人情報の取扱に関しては、多摩市条例の規程のほか別紙「指定管理者に係る個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。（基本協定書第12条）
- (6) 指定期間内における責任の区分は、別紙「負担区分」に基づくものとする。（基本協定書第24条）

4 駐輪場利用台数と利用料金（収入）

（単位：台、円）

| 駐輪場名 | 利用区分 | 自転車 | バイク小 | バイク中 | バイク大 | 利用料金 |
|-------------|------|---------|---------|-------|--------|------------|
| 北諏訪小南駐輪場 | 定期 | 274 | — | — | — | 579,470 |
| 永山駅北駐輪場 | 定期 | — | 108 | — | — | 324,474 |
| 永山駅駐輪場 | 定期 | 3,041 | 654 | | — | 11,769,390 |
| | 一時 | 48,259 | 27,520 | 9,525 | — | 9,821,250 |
| 多摩センター駅東駐輪場 | 定期 | 2,970 | 816 | — | — | 13,370,255 |
| | 一時 | 32,089 | 35,466 | — | — | 8,544,400 |
| 多摩センター駅西駐輪場 | 定期 | 2,351 | 1,116 | | | 13,933,959 |
| | 一時 | 44,184 | 24,517 | — | 25,118 | 13,674,900 |
| 小 計 | 定期 | 8,636 | 2,694 | | | 39,977,548 |
| | 一時 | 124,532 | 87,503 | 9,525 | 25,118 | 32,040,550 |
| 合 計 | | 133,168 | 124,840 | | | 72,018,098 |

※平成30年度延べ利用台数・利用料金合計

5 指定管理者の収支状況

指定管理者の平成30年度の収支状況は下表のとおりである。

平成30年度の収入額は72,018,098円、支出額は63,500,773円で、差額は8,517,325円である。

収 入 (単位：円)

| 費 目 | 収支計画 | 実 績 | 差 額 |
|----------|------------|------------|-----------|
| 利用料金 | 70,038,000 | 72,018,098 | 1,980,098 |
| 収入合計 (A) | 70,038,000 | 72,018,098 | 1,980,098 |

支 出 (単位：円)

| 費 目 | | 収支計画 | 実 績 | 差 額 |
|----------|-----------|------------|------------|------------|
| 人件費 | 人件費 | 31,775,000 | 29,711,812 | △2,063,188 |
| 設備費 | 設備費 | 10,102,000 | 9,074,302 | △1,027,698 |
| 需用費 | 消耗品費 | 300,000 | 350,609 | 50,609 |
| | 印刷製本費 | 50,000 | 12,442 | △37,558 |
| | 光熱水費 | 2,810,000 | 2,560,235 | △249,765 |
| | 修繕費 | 400,000 | 941,004 | 541,004 |
| | その他 | 0 | 142,884 | 142,884 |
| 役務費 | 通信費 | 507,000 | 496,443 | △10,557 |
| | 保険料 | 30,000 | 20,960 | △9,040 |
| | 集金費 | 780,000 | 777,600 | △2,400 |
| | サポートセンター費 | 2,050,000 | 1,932,896 | △117,104 |
| | その他 | 0 | 105,634 | 105,634 |
| 委託費 | 消防設備点検費 | 250,000 | 233,280 | △16,720 |
| | 設備点検保守 | 640,000 | 640,839 | 839 |
| | 警備費 | 713,000 | 712,800 | △200 |
| | 決済手数料 | 555,000 | 582,209 | 27,209 |
| | モニタリング費 | 250,000 | 0 | △250,000 |
| その他 | 一般管理費 | 8,405,000 | 8,642,172 | 237,172 |
| | 労務管理費 | 6,355,000 | 5,942,362 | △412,638 |
| | その他 | 0 | 620,290 | 620,290 |
| 支出合計 (B) | | 65,972,000 | 63,500,773 | △2,471,227 |

※委託費「モニタリング費」はその他「その他」経費より支出

収 支 (単位：円)

| 内 容 | 収支計画 | 実 績 | 差 額 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 収入－支出 (A－B) | 4,066,000 | 8,517,325 | 4,451,325 |
| 納付額 (収支の5割) | 2,033,000 | 4,258,662 | 2,225,662 |